

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表霧島市黒石岳森林公園の部中「グラウンドゴルフ場」を「緑地広場」に改める。

別表第1中

「

霧島市黒石岳森林公園	バンガロー
	グラウンドゴルフ場
	林内作業所
	テント施設

」

を

「

霧島市黒石岳森林公園	バンガロー
	林内作業所
	テント施設

」

に改める。

別表第2の2 第7条に規定する有料施設を使用する場合の表霧島市黒石岳森林公園の部グラウンドゴルフ場の項を削り、同表備考第1項中「グラウンドゴルフ場及び」を削る。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(提案理由)

霧島市黒石岳森林公園のグラウンドゴルフ場を緑地広場に転用するため、本条例の必要の改正をしようとするものである。